4　「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

5　「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45％」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

6　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7　平成19年３月金融庁告示第19号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20％を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

8　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

9　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二号の表中「リース投資資産」を「金融商品等差入担保金リース投資資産」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金リース債務」に改める。

別紙様式第六号の表中「リース投資資産」を「金融商品等差入担保金リース投資資産」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金リース債務」に改める。

別紙様式第十号の表中「リース投資資産」を「金融商品等差入担保金リース投資資産」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金リース債務」に改める。

別紙様式第十二号第２の表中「リース投資資産」を「金融商品等差入リース投資担保金資産」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金リース債務」に改める。

別紙様式第十四号第２の表中「リース投資資産」を「金融商品等差入リース投資担保金資産」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金リース債務」に改める。

別紙様式第十五号第２の表中「リース投資資産」を「金融商品等差入リース投資担保金資産」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金リース債務」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二号の表中「リース投資資産」を「金融商品等差入担保金リース投資資産」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金リース債務」に改める。

別紙様式第六号の表中「リース投資資産」を「金融商品等差入担保金リース投資資産」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金リース債務」に改める。

別紙様式第九号第２の表中「リース投資資産」を「金融商品等差入担保金リース投資資産」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金リース債務」に改める。